

## こうち出会い応援団制度実施要領

### 1 制度の目的

少子化の大きな要因の一つである「未婚化・晩婚化」に対する取り組みとして、官民協働で独身者の出会い・結婚を応援することを目的とする。

### 2 制度の内容

#### (1) 概要

本制度は、結婚を考えながらも、出会いの機会が少ない県内在住の独身者の交流を促進するため、独身者の出会いの場となる交流イベントを企画・実施する団体(以下、「応援団体」という。)及び、そのイベント情報を自社・団体内の独身者に周知し、参加の後押しを行う団体(以下、「会員団体」という。)を県が募集・登録し、両団体のネットワーク化を行うことにより、結婚を目的とした出会いの場を求める独身者に、その機会の提供を図るものである。

#### (2) 応援団体に関する事項

##### ア 団体の要件

会員団体内の出会い・結婚を希望する独身者を対象に、交流イベントの企画・実施を行う団体で、以下の要件を満たす団体とする。

(ア) 高知県内に事業所を置く会社・団体等であること

(イ) 以下の団体にあたらないこと

- a 結婚相談、見合い及び結婚の斡旋等を業として行う事業者
- b 宗教法人
- c 政治団体
- d 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体

##### イ 団体の登録等

###### (ア) 申込

『応援団体登録申込書』(様式1)に必要事項を記入し、企業・団体等の定款又は規約等、企業・団体の概要がわかるものを添付のうえ、高知県少子対策課(以下、「事務局」という。)に提出する。

###### (イ) 審査・登録

事務局は、登録申込書の内容を審査し、応援団体として適当であると認めるときは、登録のうえ、応援団体登録証を交付する。

なお、応援団体の登録にあたっては、登録料や手数料などの料金は要しない。

###### (ウ) 登録内容の変更及び中止

変更(中止)届を作成(様式自由)の上、事務局に提出する。

###### (エ) 登録の取消

本要領に規定する事項が遵守されないときは、登録を取り消す場合がある。

##### ウ イベントの開催

###### (ア) イベント開催にあたっての手續

- a 応援団体は、『イベント開催申請書』(様式1の2)に実施しようとするイベントの開催情報を記入し、参加者受付開始日の遅くとも4週間前までに事務局に提出する。

- b 事務局は、提出されたイベント開催申請書に基づき、会員団体にイベント情報を提供する。
- c 応援団体は、イベント終了の翌日から起算して1週間以内に、『イベント実施報告書』（様式1の3）により実績を報告する。

(イ) イベントの参加者と規模

参加者は、会員団体に属する県内在住の20歳以上の独身者を対象とし、独身者の交流を目的とするイベントに関しては、参加する独身者が、異性の参加者と少なくとも1度は1対1で挨拶・交流ができる規模・内容とする。

(ウ) イベントの実施経費等

- a イベントを実施する経費は、応援団体が負担する。
- b イベントの実施に際し、参加者から参加料を徴収する場合は、本制度の趣旨を踏まえ、適正な水準の設定に努める。

(エ) 適切かつ健全なイベントの実施

- a イベント参加の申込があった場合、申込者の属する会員団体の登録番号によって、会員団体に属する者であることを確認する。
- b イベントを安全に実施できるための施設、設備等の環境の確保と会場設営上の必要な配慮や、企画実施にあたって必要な周辺環境等への配慮など、事故防止に関しては、主催者である応援団体は、十分に留意することとする。
- c イベントの実施による参加者からの苦情等については、応援団体において適切に対応することとする。

(3) 会員団体に関する事項

ア 団体の要件

社内や団体内の独身者に、イベント情報等を周知し、またイベントへの参加を促進、支援を行う団体で、以下の要件を満たす団体とする。

- (ア) 高知県内に事業所を置く会社・団体等であること
- (イ) 社内や団体内の独身者に対して、事務局が提供するイベントの情報等を周知することができること
- (ウ) 以下の団体にあたらないこと
  - a 結婚相談、見合い及び結婚の斡旋等を業として行う事業者
  - b 宗教法人
  - c 政治団体
  - d 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体

イ 団体の登録等

(ア) 申込

『会員団体登録申込書』（様式2）に必要事項を記入し、企業・団体等の定款又は規約等、企業・団体の概要がわかるものを添付のうえ、事務局に提出する。

(イ) 審査・登録

事務局は、登録申込書の内容を審査し、会員団体として適当であると認めるときは、登録のうえ、会員団体登録証を交付する。

なお、会員団体の登録にあたっては、登録料や手数料などの料金は要しない。

(ウ)登録内容の変更および中止

会員団体は、登録内容に変更が生じた場合及び登録を中止する場合は、変更(中止)届(様式自由)を事務局に提出する。

なお、独身従業員数の増減については、ゼロになった場合を除いて、変更届の提出は要しないものとする。

(エ)登録番号の付与

事務局は、会員団体の管理にあたって、団体ごとに、登録番号を付与する。

登録番号は、独身者が応援団体の実施するイベントへの参加申込の際、当該会員団体に属する者の証明となるため、会員団体登録番号の取扱いには特に注意することとする。

ウ イベント情報の周知及び参加申込

(ア)会員団体は、事務局から提供のあったイベント情報等を団体内の独身者に周知するとともに、可能な範囲でイベントに参加しやすい環境づくりに取り組む。

(イ)イベントへの参加を希望する独身者は、個人で直接応援団体へ申込みを行う。

(ウ)イベント中の情報交換及び終了後のお付き合い等に関しては、各参加者の判断と責任において行う。

(4)登録期間

第1期の応援団体及び会員団体の登録期間は、登録の日から平成23年3月31日までとする。

(5)県の役割

高知県は、少子対策課にこうち出会い応援団事務局を置き、団体の登録・管理に関する事務及び、本制度に関する広報等を行うことにより、制度の円滑な運営に努める。

3 個人情報の保護

本制度の実施にあたって、応援団体及び会員団体は、知り得た個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律及び高知県個人情報保護条例に規定する内容を遵守しなければならない。

4 その他

この要領に定めるもののほか、こうち出会い応援団制度に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成21年10月28日から施行する。